

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年6月30日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条調査課の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)